

東海再処理施設の廃止措置計画変更認可申請対応等について

令和4年11月2日
再処理廃止措置技術開発センター

○令和4年11月2日 面談の論点

- ガラス固化処理技術開発施設(TVF)における固化処理状況について
- 工程洗浄の進捗状況について
- 東海再処理施設の保全について（資料1）
- 低放射性廃棄物処理技術開発施設（LWTF）の津波対策に係る方針について（資料2）
- 緊急時対策支援システム（ERSS）データ伝送システムの整備について（資料3）
- その他

以上

東海再処理施設の保全について

令和4年11月2日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
再処理廃止措置技術開発センター

背景・課題

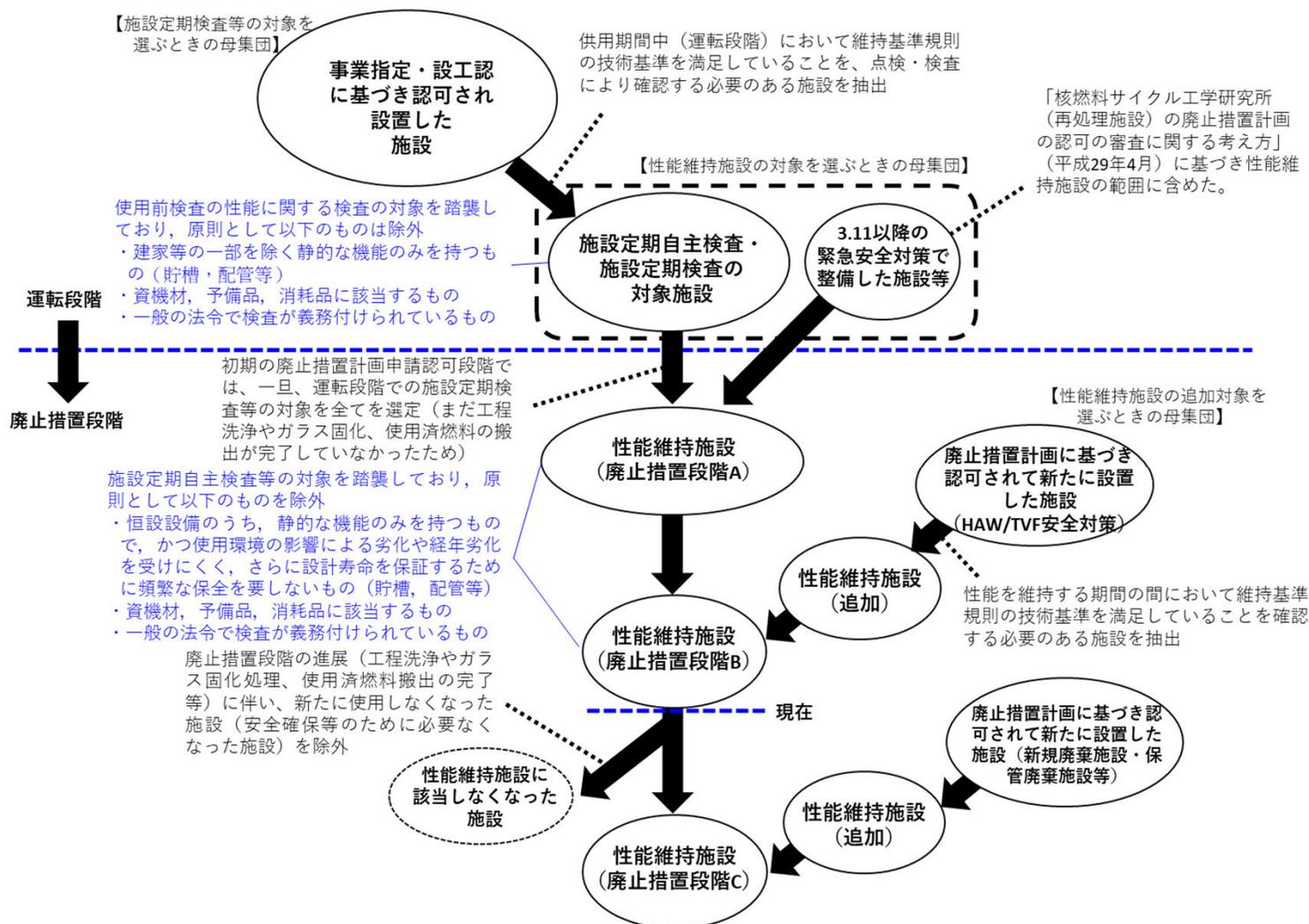
- ・ 東海再処理施設の廃止措置を長期にわたり安全かつ確実に進めるためには、従来の点検・検査を基本としつつ、高経年化も考慮し、安全機能及び廃止措置を進める上で重要な機能を維持していく必要がある。
- ・ 廃止措置への移行及び原子力規制検査の運用開始後も再処理施設保安規定に基づき、設備の定期的点検・検査を実施している。廃棄物の処理・貯蔵等は継続しているため、一部の使用しない設備を除き、**再処理運転時と同様の保全活動を継続**している。
- ・ 新規基準を踏まえた安全対策に係る設備等の増加により、**保全の対象も増加**している。今後、廃止措置に必要となる新規施設の設置等により更に保全の対象が増加する。
- ・ 既に多くの施設で供用期間が長期にわたっており、以前の高経年化技術評価において現状保全の継続により安全上重要な設備等の機能を維持できる見通しを得ているが、**今後、更新や交換等の必要性が高くなる**ことが想定される。
- ・ 更新や交換等について発電炉における事前届出のような仕組みがなく、定型的なものも原則として**廃止措置計画変更認可申請をその都度行っている**。
- ・ 多数の機器の保全を廃棄物の処理や工程洗浄・系統除染等の廃止措置に係る作業と並行して行う必要がある。



更新・交換等を早期に実施することにより廃止措置期間における安全性をより高めるため、また、保全に係るリソースの抑制のため、廃止措置の進捗に伴う機能の変化を考慮した性能維持施設の見直し、許認可を行う場合と同等の水準の品質が確保できる定型的な更新・交換の許認可の合理化等について検討する。

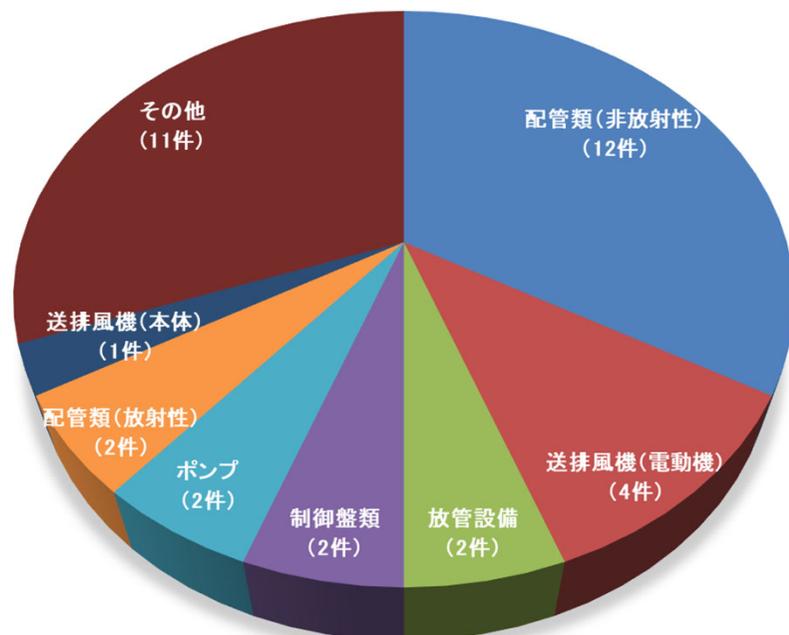
性能維持施設の見直し

今後、工程洗浄の終了等、施設におけるリスクの低減が確認できた段階で、性能維持施設について段階に応じた機能の見直し(対象からの除外を含む)等を行う予定。その際、現在性能維持施設とはしていない貯槽・配管等の静的な機能のみを持つもの等の取扱いについても整理を予定。



更新・交換等に係る許認可について(1/2)

- ・現在、一部の部品交換については再処理施設保安規定に定める管理の方法に基づき実施できるが、性能維持施設に係る機器、性能維持施設とはしていないが維持基準規則における安全機能を有する機器の更新・交換については原則として廃止措置計画の変更認可申請を行い、認可を受けた上で実施している。
- ・将来的には廃止措置の進捗等により機器等の能力等を変更する可能性はあるが、当面は既設の部品交換・同等品への更新・交換が主となる。
- ・直近10年間で設工認申請・廃止措置計画変更認可申請を行った更新・交換(計36件)は、回転機器類、ユーティリティ配管の高経年化によるものが多く、これらは閉じ込めや崩壊熱除去等の安全機能に関連するものも多いが、工事の方法は定型的であり、類似作業の実績も多い。



直近10年間に更新・交換の許認可を行った機器類

【定型的な更新・交換の許認可の例】

- ・浄水配管の一部更新
- ・送排風機の電動機交換
- ・送排風機本体の交換
- ・インセルクーラーの電動機ユニット交換

更新・交換等に係る許認可について(2/2)

機器等に供用中の不具合が発見された場合等，応急的な措置（措置後の検査や監視強化等を含む）により必要な安全性を確保するが，恒久的な措置を早期に実施することでより確実に安全性が確保できる場合がある。

【想定されるケース】

・配管等

漏れ止めや仮設配管の設置等の応急的な措置を行い，認可後に恒久的な措置を実施する場合，許認可の合理化により，恒久的な措置を早期に実施可能となる。

・回転機器等

許認可を行った後，機器等の購入・製作を行う場合，許認可の合理化により，早期に恒久的な措置が実施可能となる。また，予備品の購入・製作を行うことで，短期間で恒久的な措置が実施可能となる。

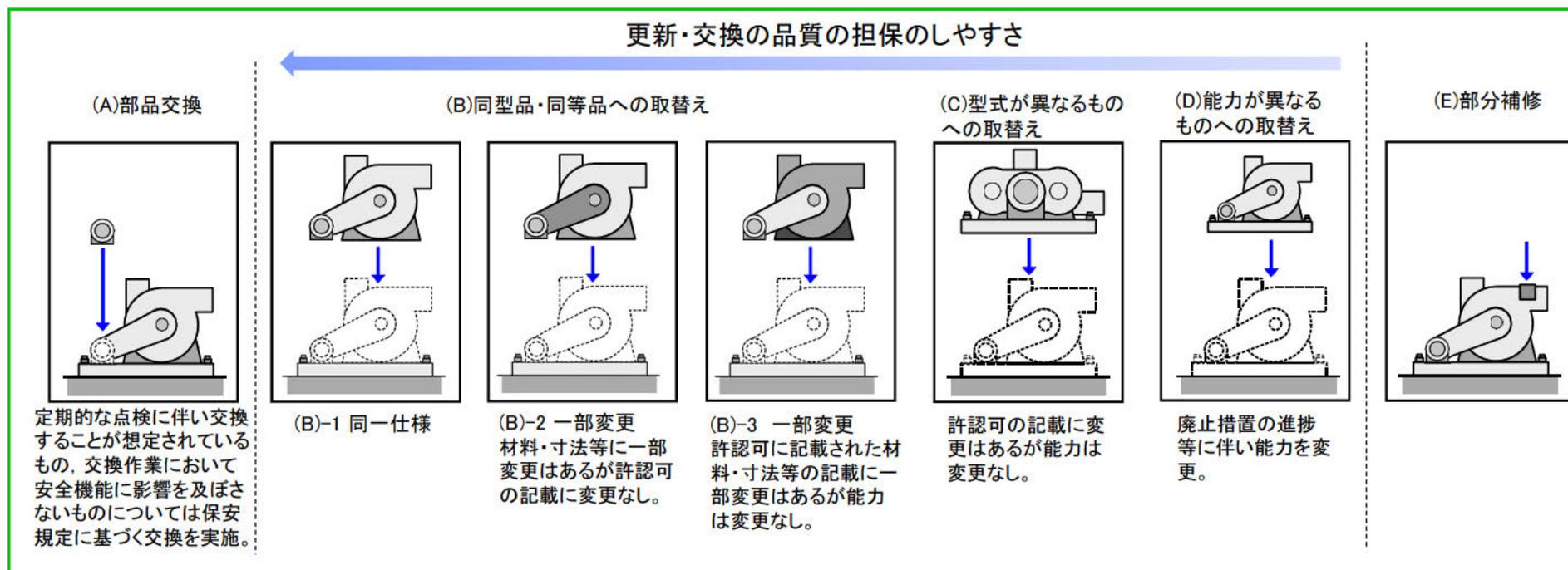
⇒定型的な更新・交換等で許認可を行う場合と同等の水準の品質で実施可能と考えられるものについて検討

定型的な更新・交換等(1/2)

○定型的な更新・交換等に係る許認可について

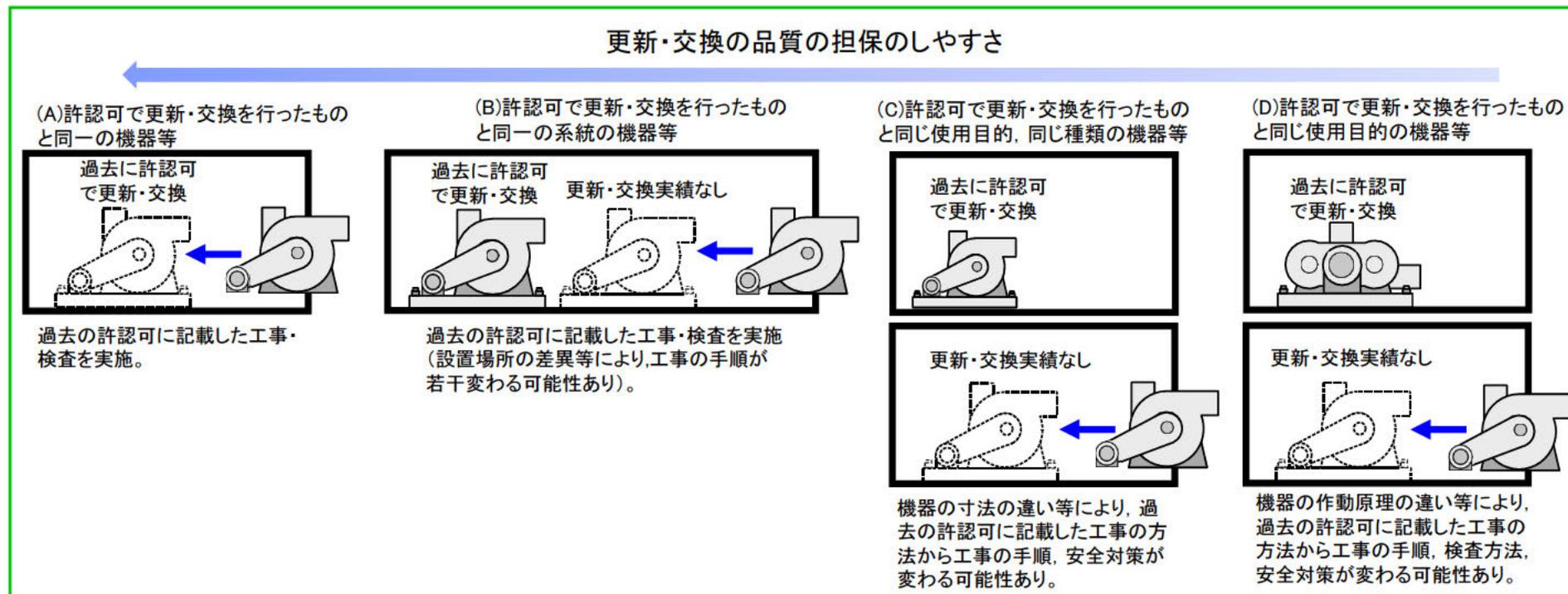
既に一部の機器等については今後の更新・交換も含めて廃止措置計画に記載することにより、更新・交換の都度の変更認可申請を不要としている(分離精製工場等のセル系排風機の電動機等)。

許認可の記載に変更のない同等品への更新や交換等で過去に同種の工事の実績のあるもの等、許認可を行う場合と同等の水準の品質で実施可能と考えられるものがある。



保全の代表的なケース

定型的な更新・交換等(2/2)



工事の内容の類似性

今後、性能維持施設の整理と併せ、許認可を行う場合と同等の水準の品質で更新・交換等が実施可能と考えられる機器等について整理を行う。

また、許認可をその都度行ってきた定型的な更新や交換等について、その範囲を予め廃止措置計画等に明確にした上で保安規定等に基づく管理によって事業者の責任で実施するような仕組みを検討中であり、今後相談させて頂きたい。

低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)の津波対策に係る方針について

令和4年11月2日

再処理廃止措置技術開発センター

1. 津波対策の基本的な考え方

廃止措置段階にある再処理施設における津波対策は、リスクを踏まえた安全対策を行うことを基本としている。LWTFで取扱う放射性物質の量はHAW及びTVFと比較し少量であることから、LWTFにおける津波に対する安全性は、HAW及びTVF以外のその他の施設と同様に確保する。施設の安全性を確保する観点から、設計津波による荷重(波力及び漂流物)を受けて建家内に海水が流入した場合においても、有意に放射性物質を建家外に流出させない対策を行う。

上記安全対策に加え、LWTFは低放射性廃液のセメント固化を含む廃棄物処理を長期的に行う新規施設であり、津波被災後の運転遅延のリスクを抑えるためには、供用開始前に運転に必要な設備を防護する対策を行った方が合理的であることから、設計津波の波力に対して、建家内に海水を流入させない対策を行う。

2. 設計津波襲来時における LWTF の現況

(1) 最高浸水高さと建家の状況について

- 最高浸水高さは、HAW 及び TVF と同様に LWTF において最も高くなる条件(港湾構造物なし、周辺建家あり)で評価を行い、T.P.約+14.8 m とする(添付資料-1 参照)。
- 最高浸水高さ(T.P.約+14.8 m)は、地上 2 階床上約 までの高さに相当し、建家の外部との開口部は、地上1階のトラックエアロックのシャッター(2箇所)・扉(2箇所)、管理区域から建家外に通じる扉(2箇所)、地上 2 階の機器搬入口(1箇所)・扉(2箇所)である。これらの開口部は、止水性能を持たないため、海水が建家内に流入することが想定される。
- この場合、地下 2 階から最高浸水高さである地上 2 階までの範囲が浸水するおそれがある。

(2) 波力・漂流物と建家の状況について

- 波力算定用津波高さは、HAW、TVF 及びその他の施設と同様な条件(港湾構造物なし、全建家なし)で、T.P.約+11.0 m(地上1階天井付近までの高さに相当)とする(添付資料-1 参照)。波力の水深係数は $\alpha = 3$ とする。なお、安全対策において想定する漂流物はその他の施設と同様とする。

- 建家については、各階の保有水平耐力が設計津波の荷重(波力及び漂流物)以上であることから倒壊することはない(添付資料-2 参照)。
- 外壁については、設計津波の波力に対して東側(海側)と開口部付近の外壁が、短期許容応力度を満足せず、建家内に海水が流入する可能性がある(添付資料-3 参照)。

(3) 建家内の設備の状況について(添付資料-4、5、6 参照)

- 地上1階には、放射性物質を内包し、耐圧性が十分でない機器(サンプリング・分析設備及び焼却設備の一部)が設置されており、海水が建家内に流入した場合は、有意に放射性物質を建家外に流出するおそれがある。なお、地下階に設置している機器については、その他の施設と同様に貯槽内又は地下階のセル・部屋内で放射性物質が保持され、地上階へ流出する可能性がないことから、建家外への放射性物質の有意な流出はない。
- 浸水想定範囲には、運転に必要な設備として、廃液処理設備(ろ過・吸着設備、セメント固化設備、硝酸根分解設備)、焼却設備の一部の機器、これらの設備の運転に必要な電気設備、ユーティリティ設備、換気空調設備、サンプリング・分析設備等の設備が階段や一部の廊下を除きほぼ全域に設置されており、海水が流入した場合は、廃棄物処理運転に影響を与える。

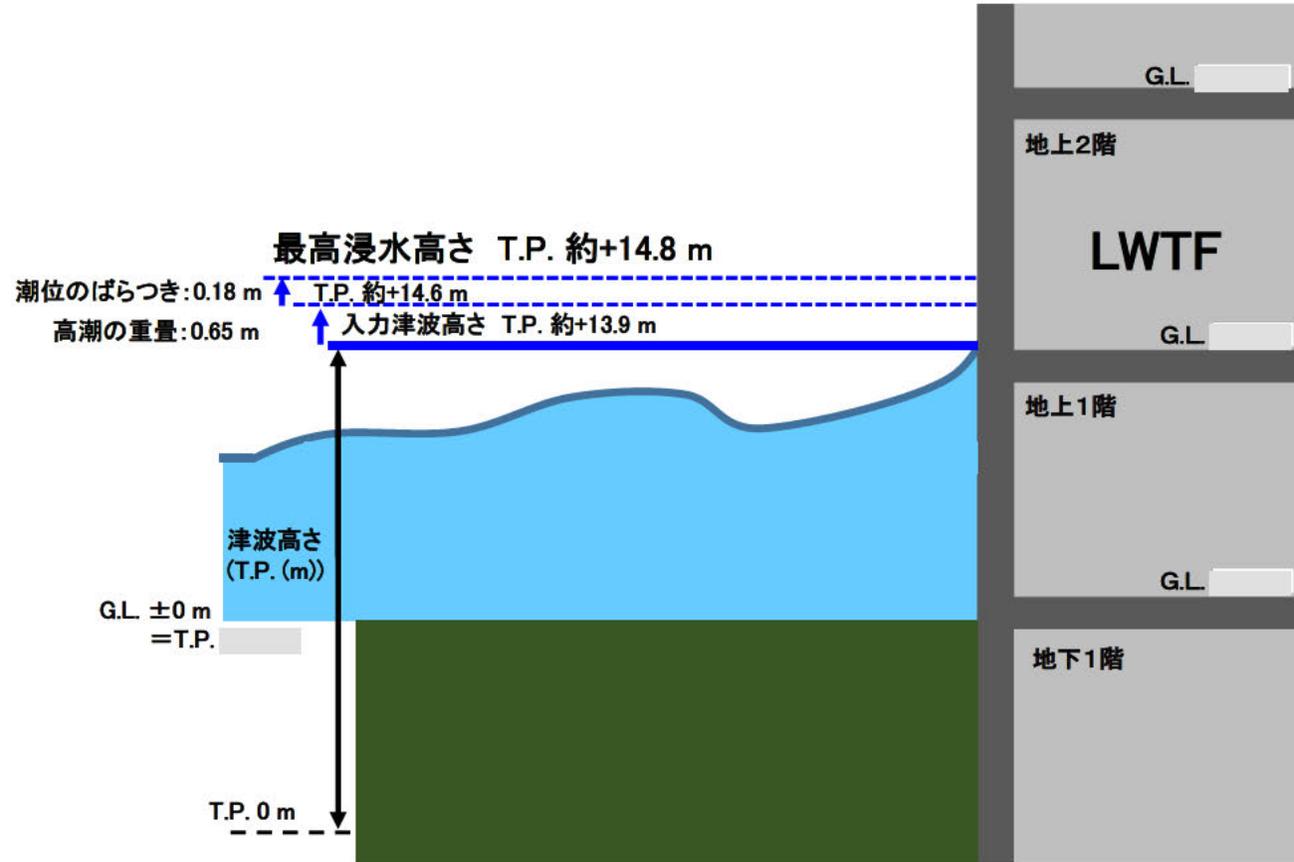
3. 基本的な考え方に沿った対応(添付資料-4、5、6 参照)

海水が建家内に流入した場合に、有意に放射性物質を建家外に流出するおそれがある設備が設置されている地上1階の部屋については、海水の流入箇所(壁、扉、換気空調ダクト、配管・ケーブル等の壁貫通部)に対して、浸水防止対策を行う。

上記安全対策に加え、設計津波の波力による建家内への浸水を防護できるよう、東側(海側)と開口部付近の外壁、建家の外部との開口部等に対して、浸水防止対策を行う。

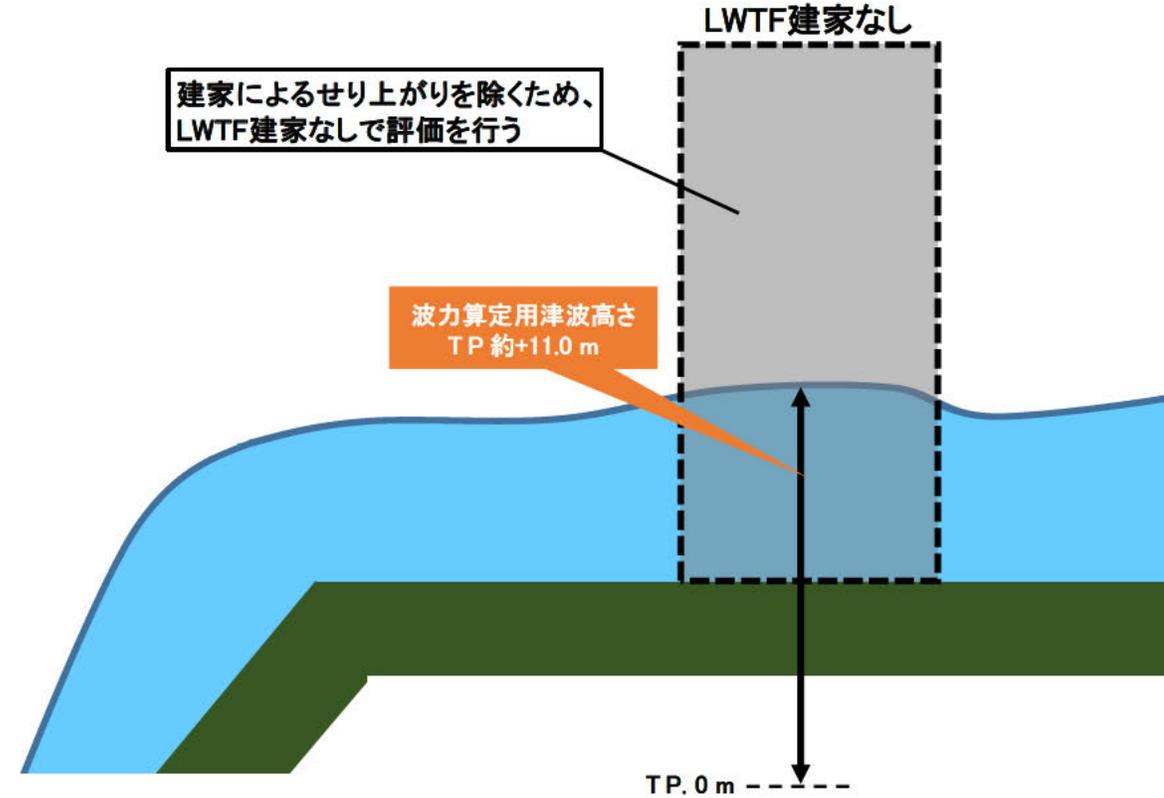
以 上

遡上解析「港湾構造物なし・周辺建家あり」の
条件に基づくLWTFの最高浸水高さ



LWTFの津波対策で考慮する設計津波

遡上解析「港湾構造物なし・全建家なし」の
条件に基づく波力算定用津波高さ



設計津波の荷重に対する建家の評価について

1. はじめに

設計津波の荷重に対する施設の状況を確認するため、その他の施設と同様の方法により、建家の耐津波性について確認を行った。

2. 評価方法

LWTF 建家の各階の保有水平耐力と設計津波の荷重(波力及び漂流物)との比較により評価を行った。確認に際しては、「津波避難ビル等の構造上の要件の解説」、「津波漂流物対策施設設計ガイドライン」及び「国土交通省が定める道路橋示方書・同解説」を参考とした。波力算定用津波高さ及び表面流速(2.5m/s)は津波シミュレーションの値を用い、水深係数は $\alpha = 3$ とした。漂流物の荷重は、小型船舶(約57t)を用いた。なお、地下については設計津波の影響がないものとした。

3. 評価結果(表1参照)

建家の各階の保有水平耐力は設計津波の荷重(波力及び漂流物)以上であり、建家が倒壊することはない。

表1 建家の耐津波性

階	保有水平耐力 /設計津波荷重*	耐津波性	備考
5F	—	—	設計津波の影響がない高さ
4F	—	—	
3F	—	—	
2F	27.6	○	
1F	5.9	○	
B1F	—	○	
B2F	—	○	

*「保有水平耐力/設計津波荷重」については、NS方向及びEW方向の小さい方の値。

以上

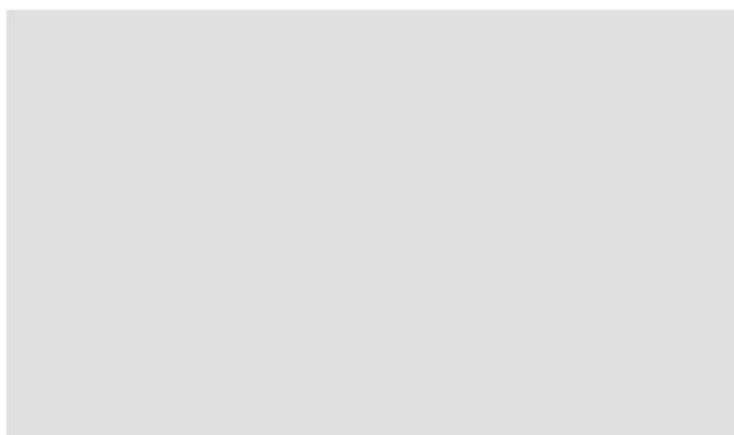
LWTF 建家外壁の設計津波に対する強度評価について

LWTF 建家が設計津波を受ける場合の建家外壁の強度について簡易評価を実施した。TVF では線形有限要素解析を用いた強度評価及び補強設計を行っているが、簡易的に LWTF 建家外壁の補強厚さを見極めるために、上下階のスラブ及び左右の柱による 4 辺固定とした強度評価を実施した。

LWTF の主な外壁は [] と [] の 2 種類であり、いずれの壁も高さは 5.7m で一定である。設計津波の波力 ($\alpha = 3$) により、建家外壁に生じる最大曲げモーメントに対して短期許容曲げモーメントにより照査し、設計津波に対する必要壁厚を算出した。

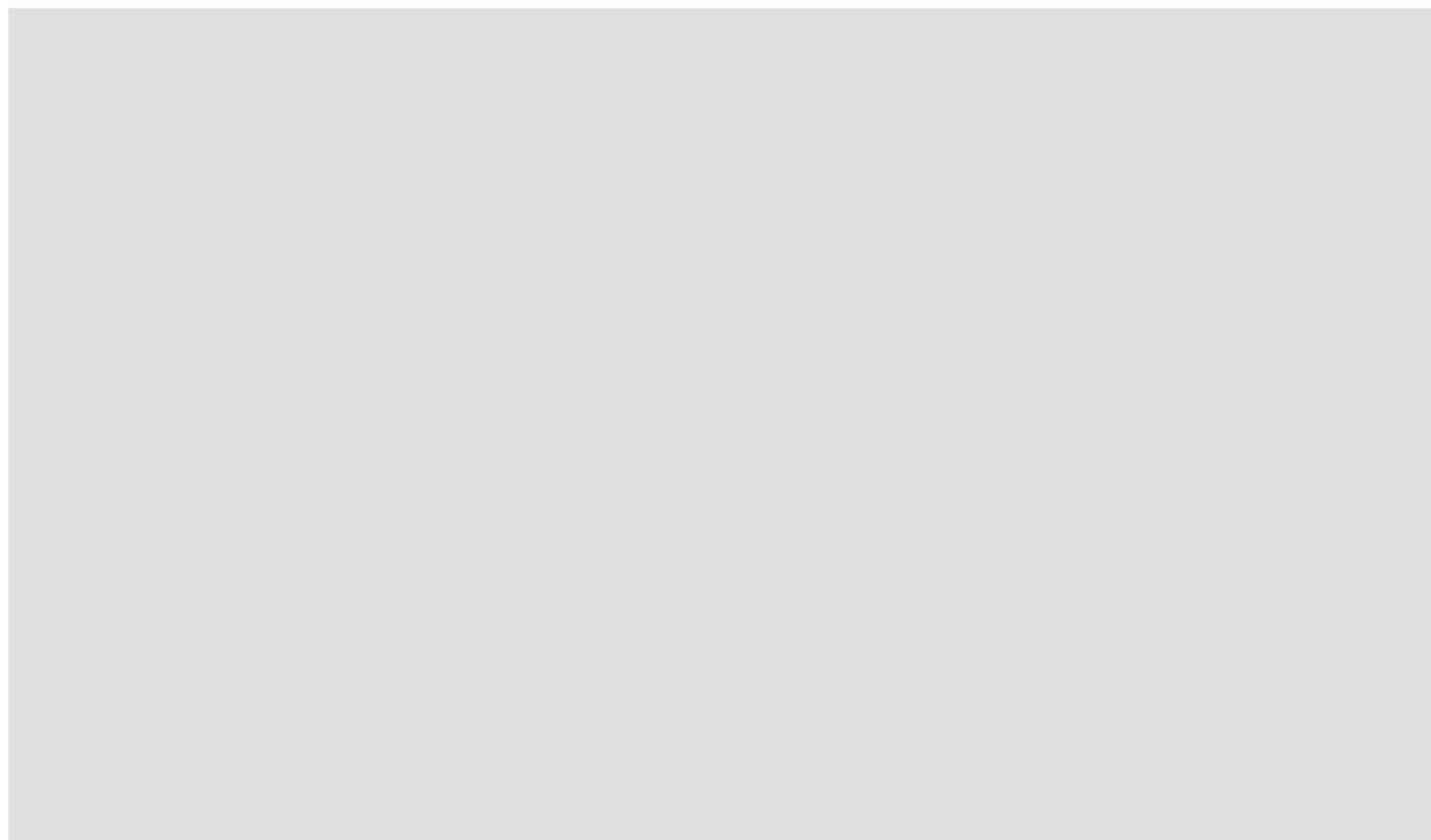
- 設計津波による水圧 $P: 1.6 \times 10^5 \text{ N/m}^2$ ($\alpha = 3$ の場合)
 $P = \rho$ (海水密度) $\times g$ (重力加速度) $\times h$ (浸水高さ) $\times \alpha$ (水深係数)より算出
- 高さ方向の最大曲げモーメント $M_{x,max}: 1.8 \times 10^5 \text{ N}\cdot\text{m}$
 $M_{x,max} = M_x$ (最大モーメント係数^{*}) $\times P$ (設計津波による水圧) $\times L$ (壁高さ)²より算出
※ 日本建築学会, 鉄筋コンクリート構造計算用資料集(2002).
- 高さ方向の短期許容曲げモーメント $M_u: 1.7 \times 10^5 \text{ N}\cdot\text{m}$ ([] の場合)
 $M_u = 0.9$ (係数) $\times a_c$ (壁筋の断面積) $\times 1.1$ (係数) $\times f$ (鉄筋の短期設計基準強度) $\times d$ (壁の有効せい)

LWTF 東側(海側)の外壁 [] については、最大曲げモーメントは短期許容曲げモーメントを上回ることから、短期許容応力度を満足せず、上式の逆算により、約 [] (約 [] の増し打ち)が必要となることを確認した。増し打ちの施工性を考慮すると、最小でも厚さ約 [] の増し打ちが必要となる見込みである。なお、[] の外壁は、[] と壁厚が薄いため、同様に増し打ちが必要となる見込みである。[] については、同様の評価を行い、壁厚に十分な裕度を持つことから補強は不要となる見込みである。



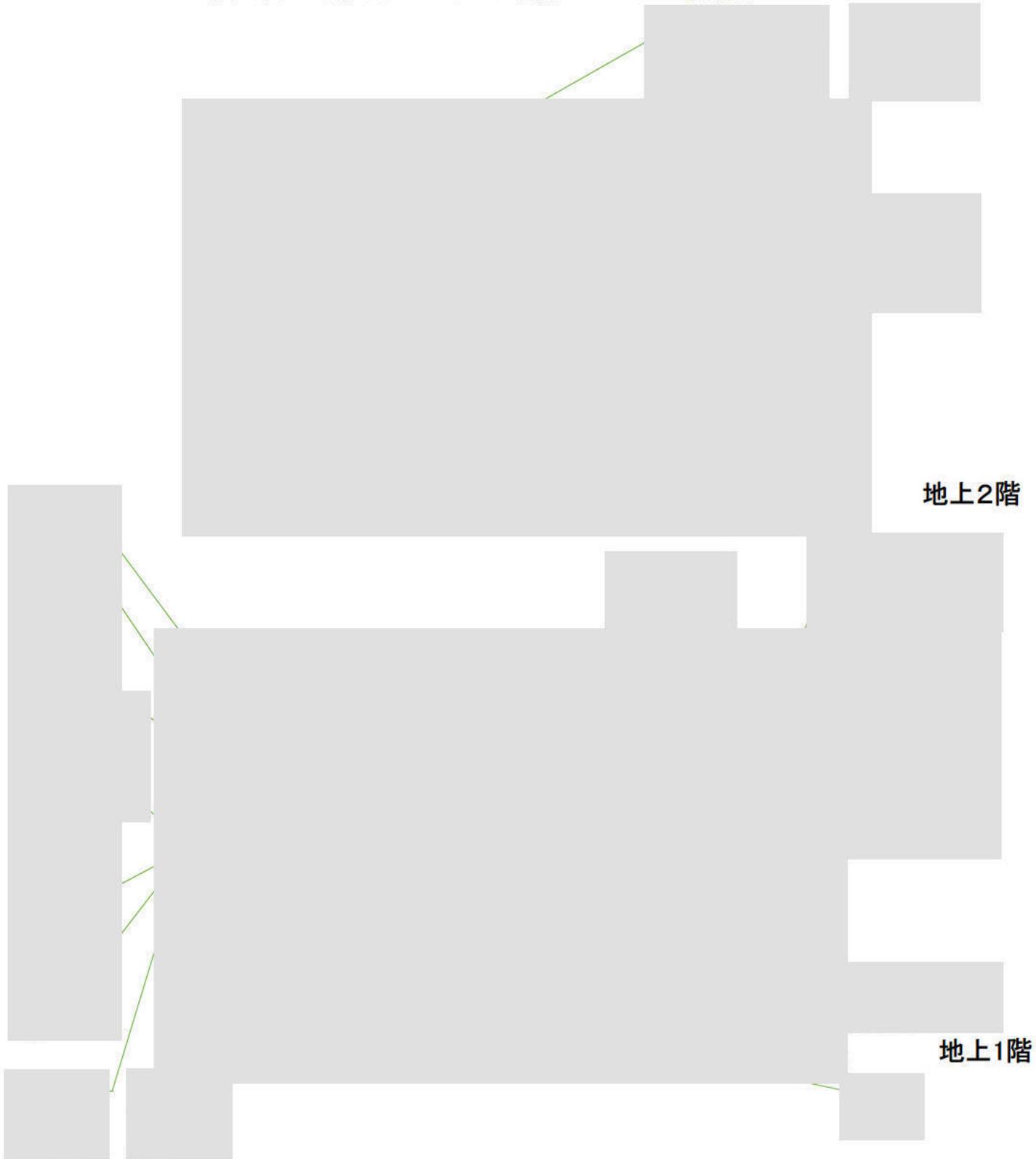
LWTF 地上 1 階([] : []、[] : [])

有意に放射性物質を建家外に流出させないために防護すべきエリア



地上1階

被災後の運転遅延のリスクを抑えるために防護すべきエリア

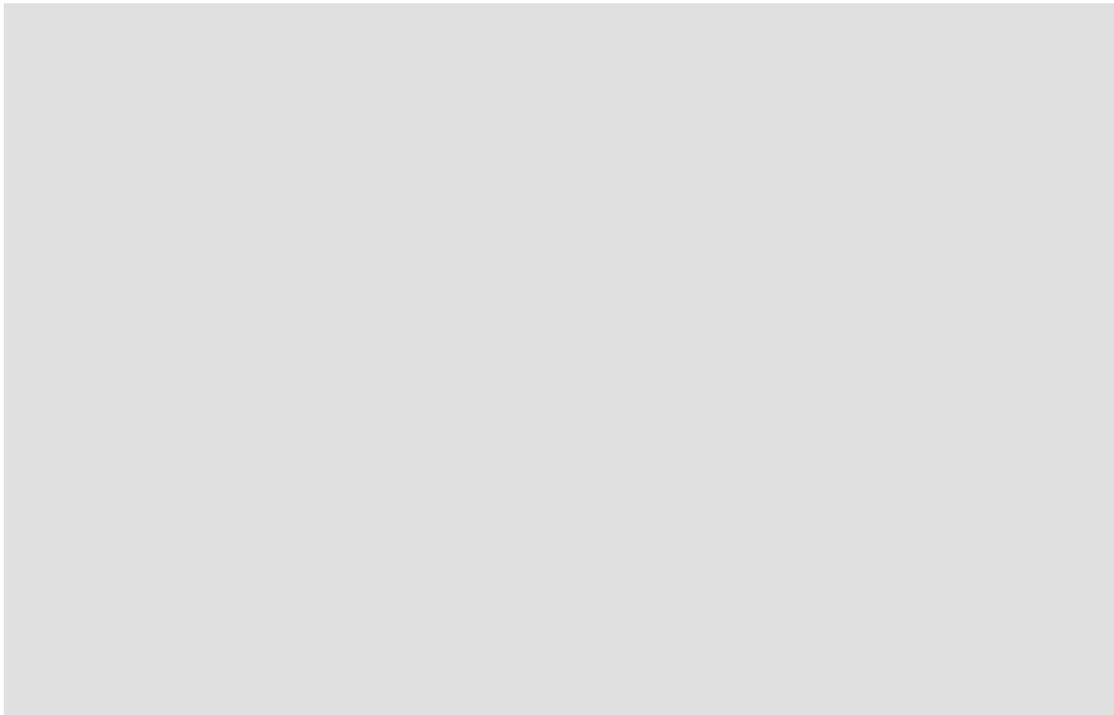


地上2階

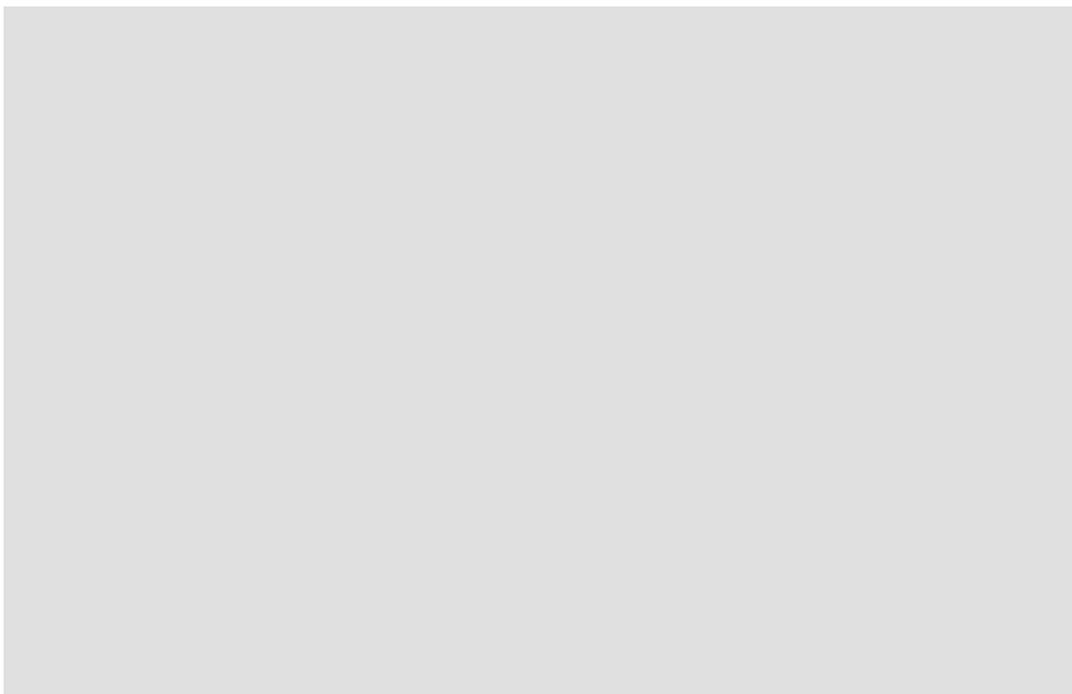
地上1階

 : 防護すべきエリア  : 海水が流入すると想定される箇所  : 対策検討箇所

被災後の運転遅延のリスクを抑えるために防護すべきエリア



地下1階



地下2階

 : 防護すべきエリア

表 浸水想定範囲(地上2階から地下2階まで)における防護すべき機器

: 運転に必要な設備を有する部屋
 : 有意に放射性物質を建家外に流出するおそれのある設備

階層	区域区分	部屋番号	部屋名称	運転に必要な設備と主な機器	
地上2階	レッド区域	R271	セメント固化設備 槽類換気設備	凝縮器、凝縮水受槽、冷却器、デミスタ 他	
		R272	ろ過・吸着設備	吸着塔	
		R273	—	—	
	アンバー区域	A221	セメント固化設備	消泡剤貯槽	
		A222	セメント固化設備 サンプリング・分析設備 槽類換気設備	セメントホッパ、サンプリングベンチ、給気フィルタ 他	
		A223	換気空調設備	セル給気フィルタユニット 他	
		A225	焼却設備	ルテニウム吸着器、混合空気加熱器、充填剤取出コンベヤ 他	
		A226	焼却設備	焼却炉、二次燃焼器、燃焼ガスフィルタ 他	
		A227	焼却設備	洗浄塔、凝縮器 他	
		A020	—	—	
		A030	—	—	
	グリーン区域	G211	—	—	
		G212	セメント固化設備	分散剤貯槽、ポンプ	
		G213	試薬供給設備	水酸化ナトリウム供給槽、硝酸供給槽 他	
		G010	—	—	
		—	—	—	
	ホワイト区域	W102	—	—	
		W110	—	—	
		W201	電気設備	1号直流電源装置、1号系高圧受配電盤 他	
		W202	電気設備	2号直流電源装置、2号系高圧受配電盤 他	
W203		電気設備	無停電電源装置		
地上1階	レッド区域	R077	検査設備	ドラム台車、蓋開閉器 他	
		R171	—	—	
		R172	セメント固化設備	スラリー蒸発缶、セメント混練機 他	
		R173	ろ過・吸着設備 セメント固化設備 槽類換気設備	ろ過器、パワーマニプレータ、HEPAフィルタ 他	
		R174	ろ過・吸着設備	廃吸着剤貯槽	
		R175	ろ過・吸着設備	配管類 他	
	アンバー区域	A121	換気空調設備 搬入・搬出設備	セル給気フィルタユニット、自動台車 他	
		A122	換気空調設備	セル給気フィルタユニット	
		A123	サンプリング・分析設備 セメント固化設備	マスタースレーブマニプレーター、遮蔽窓 他 サンプリングベンチ	
		A124	換気空調設備 サンプリング・分析設備	セル給気フィルタユニット 他 サンプリングベンチ	
		A125	焼却設備	循環水受槽、ポンプ 他	
		A126	換気空調設備 真空設備	セル給気フィルタユニット、真空ポンプ、真空槽 他	
		A127	焼却設備	灰充填装置、灰充填装置グローブボックス 他	
		A128	搬入・搬出設備	クレーン 他	
		A130	—	—	
		A020	—	—	
		A030	—	—	
		グリーン区域	G111	—	—
			G112	電気設備	1号系動力分電盤、1号系照明用分電盤 他
			G113	電気設備	2号系動力分電盤、2号系照明用分電盤 他
G114	ろ過・吸着設備		マスタースレーブマニプレーター、遮蔽窓、操作盤 他		
G115	硝酸根分解設備		ヒドラジン供給槽、ポンプ 他		
G010	—		—		
ホワイト区域	W101	—	—		
	W102	—	—		
	W110	—	—		

表 浸水想定範囲(地上2階から地下2階まで)における防護すべき機器

: 運転に必要な設備を有する部屋
 : 有意に放射性物質を建家外に流出するおそれのある設備

階層	区域区分	部屋番号	部屋名称	運転に必要な設備と主な機器	
地下1階	レッド区域	R071		セメント固化設備	スラリー受槽、水封槽 他
		R072		セメント固化設備	供給槽、水封槽 他
		R073		ろ過・吸着設備	反応槽、中間槽 他
		R074		ろ過・吸着設備	配管類 他
		R075		ろ過・吸着設備	配管類 他
		R077		検査設備	ドラム台車、蓋開閉器 他
		R078		検査設備	セルクレーン 他
		アンバー区域		A031	セメント固化設備 換気空調設備
	A032		サンプリング・分析設備	サンプリンググローブボックス 他	
	A033		セメント固化設備 洗浄廃液乾燥設備	セメントホッパ、乾燥機 他	
	A034		サンプリング・分析設備 洗浄廃液乾燥設備	サンプリングフード、凝縮器 他	
	A035		サンプリング・分析設備	鉄セル、グローブボックス 他	
	A036		サンプリング・分析設備	フード 他	
	A037		硝酸根分解設備	分解槽、ポンプ 他	
	A038		—	—	
	A020		—	—	
	A030		—	—	
	グリーン区域	G011	—	—	
		G012	検査設備	マスタースレーブマニプレーター、遮蔽窓 他	
		G013	検査設備	マスタースレーブマニプレーター、遮蔽窓 他	
		G010	—	—	
—		—	—		
地下2階	レッド区域	R082		セメント固化設備	中間槽、凝縮液貯槽 他
		R083		ろ過・吸着設備	配管類 他
		R091		ろ過・吸着設備	受入貯槽、水封槽 他
	アンバー区域	A041	換気空調設備 搬入・搬出設備	セル給気フィルタユニット、自動台車 他	
		A042	ろ過・吸着設備	弁類 他	
		A043	—	—	
		A044	セメント固化設備	ポンプ 他	
		A045	セメント固化設備	硝酸塩溶液受槽、供給槽 他	
		A046	洗浄廃液乾燥設備 セメント固化設備	粉体充填機、混練フード、セメント混練機 他	
		A047	ろ過・吸着設備	弁類 他	
		A048	サンプリング・分析設備 焼却設備 洗浄廃液乾燥設備 二次廃液設備	分析廃液受槽、ポンプ、廃液受槽 他	
		A049	硝酸根分解設備	受入槽、転換槽 他	
		A050	—	—	
		A020	—	—	
		A030	—	—	
		グリーン区域	G021	—	—
			G022	ユーティリティ設備	蒸気発生器、熱交換器、冷凍機、空気貯槽 他
			G010	—	—
	—		—	—	

緊急時対策支援システム（ERSS）データ伝送システムの整備について

令和4年11月2日
保安管理部

1. 概要

核燃料サイクル工学研究所では、再処理施設の状態を示す情報として、再処理施設のプロセスデータ、施設放射線データ及び環境データについて、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」（以下「防災業務計画等命令」という。）に基づき、原子力規制庁が運用する緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）へ伝送することとしている。伝送項目は、全 634 項目を抽出しており、その内の高放射性廃液の蒸発乾固に関連する 104 項目について、令和 5 年度中に伝送開始するため、伝送システム（以下「ERSS データ伝送システム」という。）の整備を進めている。（その他の 530 項目は、東海再処理施設の現状を踏まえ絞込み中。）

本整備にあたり、再処理施設内の監視盤等の設備との接続を有することから、ERSS データ伝送システムの整備に係る方針等を整理した。

2. ERSS データ伝送システムの概要

ERSS データ伝送システムは、再処理施設内の監視盤等の設備からケーブルで接続する ERSS 伝送機器類や現場伝送サーバを介し、防災管理棟に設置するサーバに有線及び無線で必要な情報を収集する設備で構成される。収集した情報は、統合原子力防災ネットワーク設備を用いて原子力規制庁の ERSS サーバに伝送する。

令和 5 年度に伝送開始予定の情報を別添 1 に、ERSS データ伝送システムの概要図を別添 2 に示す。

3. 整備に係る方針

ERSS データ伝送システムは、平常時から必要なデータを ERSS へ伝送するよう求められており、防災業務計画等命令等の要求事項を踏まえ、以下の基本方針で整備を進めている。

- 統合原子力防災ネットワークに接続し、第 1 データセンター（地上回線、衛星回線）及び第 2 データセンター（地上回線）へ伝送する。
- 単一故障が生じてもデータ伝送を維持できるよう二重化等を図る。
- 商用電源喪失時に備え、非常用電源設備からの給電を確保する。

なお、地震・津波の影響により、ERSS データ伝送システムの機能が喪失した場合は、可搬型の通信連絡設備を使用し、現場からの必要な情報の収集と原子力規制庁への情報共有を行う。

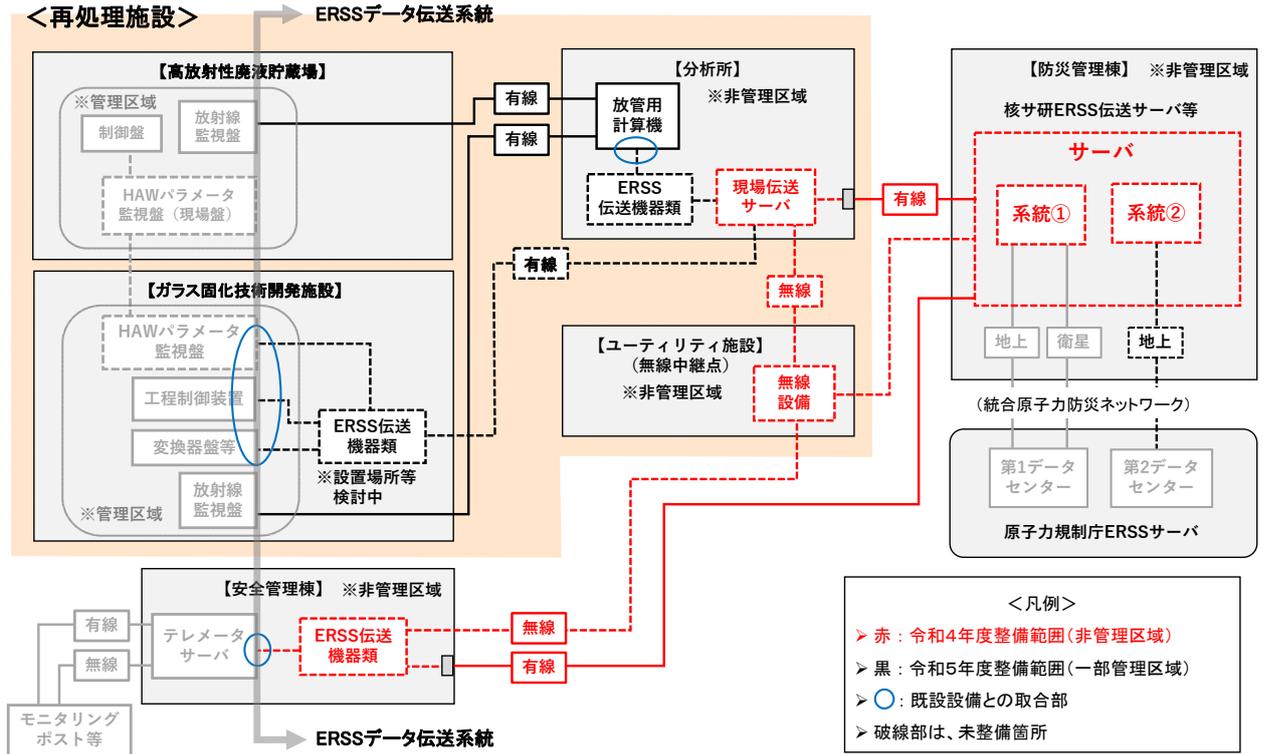
また、ERSS データ伝送システムと再処理施設内の監視盤等の設備へのケーブル接続にあたっては、以下のとおり、再処理施設の安全機能に影響を及ぼさないように設計し、設置する。

- 安全機能を持つ既存の制御・計測設備に影響を与えるような制御システムの改造や接続は行わない。
- 再処理施設内に新たに設置する ERSS 伝送機器類やケーブル等は廃止措置計画用設計地震力が作用したとしても、安全機能を持つ既存施設に波及的影響を与えないよう設置する。

以上

ERSS 伝送項目一覧(令和5年度伝送項目)

EAL 区分	EAL 番号	EAL 事象	伝送データの概要	令和5年度に伝送する項目数
放射線量・放射線物質	01	放射線量の検出 放射線量の異常検出	モニタリングポスト・モニタリングステーション空間線量率 (低レンジ用:8、高レンジ用:8)	16
	02	気体放射性物質の放出 気体放射性物質の異常放出	主排気筒、第一付属排気筒、第二付属排気筒排気モニタ (α 線:6、 β 線:6、ヨウ素 129:6、ヨウ素 131:6、ガスモニタ:6)	30
冷やす	29	蒸発乾固 蒸発乾固の発生	高放射性廃液温度 (HAW:12、TVF:10)	22
閉じ込める	42	障壁の喪失(セルの閉じ込め機能の異常) 障壁の喪失(セルの閉じ込め機能の喪失)	ガンマ線エリアモニタ・ベータ線ダストモニタ (HAW :14、TVF :17)	31
EAL 区分に該当する伝送項目の合計				99
上記 EAL 区分外		気象観測	風向・風速(海拔 100m及び 20m):4、大気安定度区分:1	5
令和5年度の伝送項目の総数				104



緊急時対策支援システム(ERSS)データ伝送系統の概要図

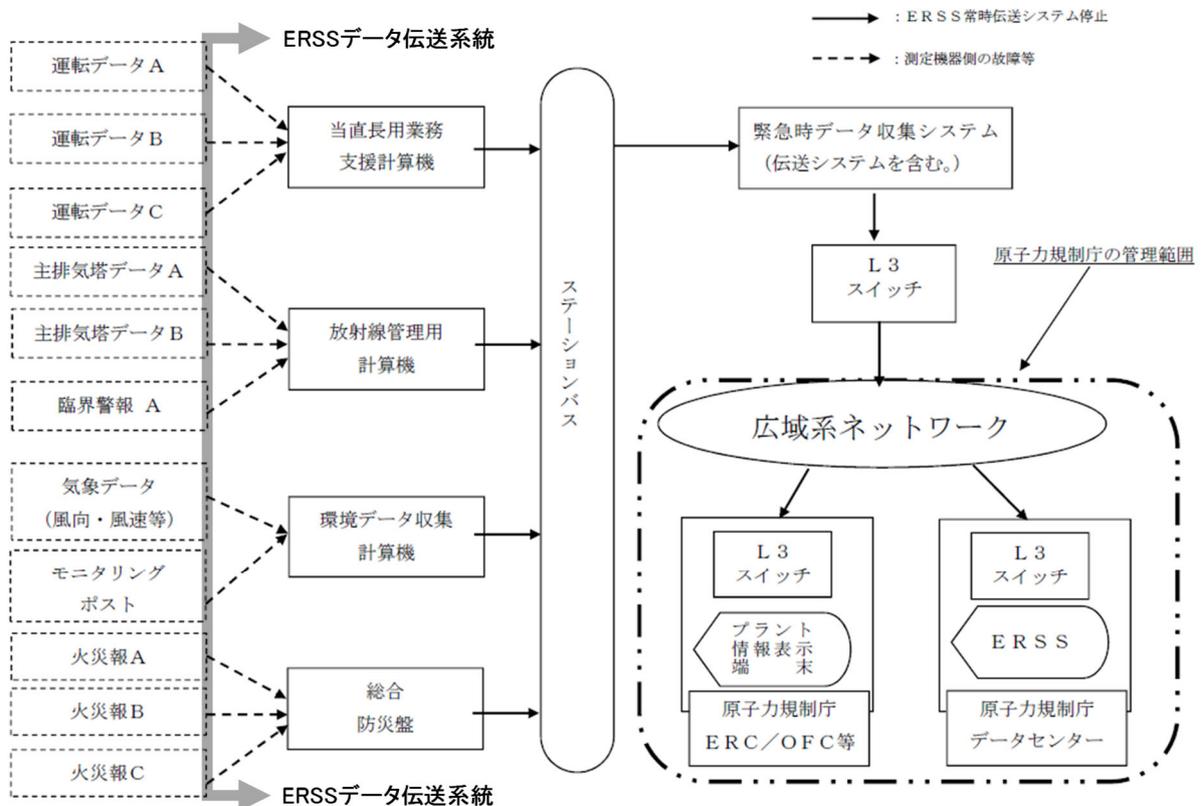


図3 ERSS常時伝送システム及び測定機器等の構成概要図（再処理施設）

（参考）原子力規制庁内規「緊急時対策支援システム（ERSS）の運用マニュアル」より

東海再処理施設の廃止措置等に係る面談スケジュール(案)

令和4年11月2日
再処理廃止措置技術開発センター

面談項目		令和4年度												令和5年度			
		10月				11月				12月				1月			
		～6日	～14日	～21日	～28日	～4日	～11日	～18日	～25日	～2日	～9日	～16日	～23日	～28日	～6日	～13日	～20日
廃止措置計画変更認可申請に係る事項																	
安全対策	津波による損傷の防止	○TVF浸水防止扉の耐震補強															
	事故対処	○事故対処設備の保管場所の整備 ○PCDF斜面補強															
	内部火災	○代替措置の有効性 ○HAW及びTVF内部火災対策工事															
	溢水	○HAW及びTVF溢水対策工事															
	その他 /工事進捗	○安全対策工事の進捗															
	保安規定変更																
当面の工程の見直しについて																	
LWTFの計画変更 セメント固化設備及び 硝酸根分解設備の設置等		○実証規模プラント試験の試験計画について ○安全対策の基本方針について ○実証プラント規模試験装置設計結果 ○津波対策方針							▽2								
工程洗浄			▼5		▼19		▽2			▽16		▽30					
SF搬出																	
保全の方針		○高経年化技術評価 ○設備更新・補修等の考え方			▼19		▽2			▽16		▽30					
その他		○TVF保管能力増強に係る一部補正 ○その他の設工認・報告事項等	▼5		▼19	▼27	▽2										
廃止措置の状況																	
ガラス固化処理の進捗状況等			▼5		▼19		▽2			▽16		▽30					

▽:面談 ◇:監視チーム会合